

(答申第21号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、特定個人の歯科カルテについての非開示決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成23年10月9日付けで、実施機関に対し、「岐阜県警ホームページ身元不明遺体・平成18年・番号8・〇〇市〇町の揖斐川左岸にて発見された男性遺体について、〇〇警察署及び岐阜県警察本部鑑識課において、この遺体の歯型と審査請求人の実兄〇〇〇〇（以下「審査請求人の実兄」という。）の歯型を照合された際に使用された、本人、〇〇〇〇の歯科カルテ（以下「本件歯科カルテ」という。）」に記載された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求が、条例第13条第1項に規定する自己の個人情報の開示の請求に該当しないとして、個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年10月20日付け鑑第392号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成23年11月16日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示する旨の裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

本件歯科カルテは、〇〇警察署へ実兄の遺体ではないかと申し出た身元不明遺体との身元照合の際に使用されたものであり、結果が実兄か別人かに関わらず、身元照合の最重要項目として、開示請求を待たず説明の一端として提供されるべきである。

審査請求人は実兄の相続人（〇〇）の後見人であることから、法的に開示請求者の資格

に外れるものではない。

個人情報保護法にある人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるときに明らかに該当する。また、条例の個人の権利利益を保護するために親族が知ることによる裁量的開示も可能である。

開示請求する項目のうち歯科医院の名称及び所在地並びに歯科医の氏名は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、個人情報の対象外であるため開示すべきである。また、左上第3歯の有無に関わる部分の記録は、左上第3歯の有無ただ一点についてだけを身元照合の項目として取り上げ、別人と判断されたものであり、これを明らかにすることが最重点項目となる。そして、左上第3歯以外の歯の有無の記録及び歯科診療の日付は、全体的に身元照合に必要な情報であり、別人であったとしても今後の身元照合に必要であることは明らかであり、開示は当然である。

本件歯科カルテは、審査請求人等が身元不明遺体の身元照合のために実施機関に取得を依頼し、実施機関が入手したものである。したがって、本件歯科カルテの取得、利用は委任事務を処理するための業務であつて、取得したものは民法（明治29年法律第89号）第646条の規定により委任者に引き渡す義務があり、条例を援用するのであれば「法令等に定めがあるとき」に該当する。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が非開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件保有個人情報、審査請求人の実兄に関する情報であつて、審査請求人に関する情報ではなく、当該情報に含まれる情報により、審査請求人個人を識別できる情報が記録されるべきものではない。また、実施機関において、審査請求人から本件歯科カルテが提出されたとする記録がないことも確認しており、本件歯科カルテは、審査請求人に関する保有個人情報には該当しない。

条例第13条に規定する開示請求は、第1項において、「何人も実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求することができる。」とされており、第2項において、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて開示請求をすることができる。」とされているが、本件開示請求は、前述のとおり、自己の個人情報の開示を請求するものではなく、また、成年被後見人の法定代理人による開示請求でもない。したがって、条例第13条第1項に規定する自己の個人情報の開示の請求に該当しないことは明らかである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、個人情報保護法にある人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるときに明らかに該当する旨を主張す

る。しかしながら、当該主張は、保有個人情報の利用及び提供の制限についての主張と思われる。また、審査請求人は、条例の個人の権利利益を保護するために親族が知ることに裁量的開示も可能である旨及び事業を営む個人の当該事業に関する情報は開示されるはずである旨を主張するが、当該主張は、条例第13条に規定する開示請求権が認められた後に行う開示・不開示の判断についての主張である。

したがって、条例の規定は、審査請求人の主張する内容を考慮した開示請求権を認めていないから、審査請求人の主張は失当である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件歯科カルテについて

本件歯科カルテは、審査請求人の実兄が歯科医院で治療を受けた際に作成された診療記録である。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が、条例第13条第1項に該当しないとして非開示とした本件処分の妥当性については、以下のとおり判断する。

(1) 条例第13条第1項の趣旨について

条例第13条第1項の規定は、何人に対しても、公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求する権利を認めたものである。そして、「自己の個人情報」とは、自分が本人となっている個人情報をいうと解される。

(2) 条例第13条第1項の該当性について

本件保有個人情報は、審査請求人の実兄が受けた診療に関する情報であるから、審査請求人の実兄に関する個人情報であることは明らかである。そうすると、本件開示請求は、審査請求人の自己の個人情報の開示の請求とは認められず、条例第13条第1項に規定する開示請求に該当しない。

(3) 条例第13条第2項の該当性について

条例第13条第2項は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって自己の個人情報の開示の請求をすることができる旨を規定している。この点、審査請求人は、実兄の相続人(〇〇)の後見人であることから、法的に開示請求者の資格に外れるものではない旨を主張する。しかしながら、審査請求人の実兄が成年被後見人であること及び審査請求人が、審査請求人の実兄の法定代理人であることを証するに足る十分な資料の提出がないことから、本件開示請求が、条例第13条第2項に規定する開示請求に該当するか否かの判断を行うことは不可能である。

よって、審査請求人に、条例第13条に規定する開示請求権を認めることはできない。

以上により、本件開示請求が、条例第13条第1項に規定する開示請求に該当しないことを理由に、実施機関が本件歯科カルテを非開示としたことは妥当であると判断す

る。

3 その他の審査請求人の主張について

(1) 条例第7条の規定による個人情報の提供について

審査請求人は、個人情報保護法（平成15年法律第57号。以下「法」という）第16条第3項第2号に規定する「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に明らかに該当する旨を主張する。しかしながら、当該規定は、国や地方公共団体などを除いた法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者について、個人情報の利用目的による制限を定めた規定であり、実施機関に適用される規定ではないから、審査請求人の当該主張は採用することができない。なお、法第16条第3項第2号と同意義の規定として「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき」は、例外的に目的以外に収集した個人情報を利用・提供することができる旨が条例第7条第1項第3号に規定されているが、当該規定は、個人情報の目的外利用・提供に関する規定であるから、これを根拠として、本件保有個人情報を審査請求人に開示するか否かを判断することはできない。

さらに、審査請求人は、本件歯科カルテの取得、利用は委任事務を処理するための業務であって、民法第646条の規定により、委任者に引き渡す義務があるため、条例第7条第1項第2号に規定する「法令等に定めがあるとき」に該当する旨を主張する。しかしながら、前述のとおり、条例第7条の規定は、個人情報の目的外利用・提供に関する規定であり、当該規定を根拠として、本件保有個人情報を審査請求人に開示するか否かを判断することはできないから、審査請求人の当該主張は理由がない。

(2) 条例第15条の3の規定による裁量的開示について

審査請求人は、個人の権利利益を保護するために親族が知ることについて、条例第15条の3の規定による裁量的開示を求める旨を主張する。しかしながら、同条は、条例第14条各号の非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認められるときは、法令秘情報を除き、実施機関の裁量で開示することができる旨の規定であり、条例第13条に規定する開示請求権の有無の判断に影響を与えるものではない。

(3) 実施機関の説明責任等について

審査請求人は、身元照合の最重要項目として、開示請求を待たず説明の一端として本件保有個人情報が提供されるべきである旨を主張するが、当審査会は、実施機関の決定の是非を判断するものであり、実施機関の事務事業に関する説明責任の有無までも判断するものではない。

このほか、審査請求人は、開示請求する項目毎に実施機関が開示すべき理由があることを主張するが、上記2(3)のとおり、そもそも、審査請求人に、条例第13条に規定する開示請求権を認めることはできないのであるから、当審査会において、当該項目毎の開示・非開示を判断する必要はない。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成23年12月2日	諮問庁から諮問を受けた。
平成23年12月22日	諮問庁から非開示決定等理由説明書を受領した。
平成23年12月27日	審査請求人に非開示決定等理由説明書を送付した。
平成24年1月12日	審査請求人から非開示決定等理由説明書に対する意見書を受領した。
平成24年1月16日	諮問庁に非開示決定等理由説明書に対する意見書を送付した。
平成24年4月18日 (第40回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成24年5月23日 (第41回審査会)	諮問庁から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成24年6月14日 (第42回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)